

農産物検査規格検討会開催要領

第1 目的

農産物検査法（昭和26年法律第144号。以下「法」という。）第11条第3項に基づき、農林水産大臣が、農産物検査規格の設定、変更又は廃止について、農産物の検査等に関し学識経験を有する者及び関係者（以下「学識経験者等」という。）から意見を聴くために必要な事項を定める。

第2 学識経験者等の選定

農林水産大臣が、学識経験者等の中から選定し、委嘱する。

第3 意見聴取の手続について

学識経験者等からの意見聴取は、農林水産大臣から委嘱された学識経験者等によって構成される「農産物検査規格検討会」（以下、「検討会」という。）を開催して行う。

第4 検討会の運営

1 座長

- （1）検討会に、座長を置き、委員の互選により選任する。
- （2）座長は、会務を総理する。
- （3）座長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

2 検討会の公開

検討会の議事は、原則公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の個人若しくは特定の団体に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、座長は、検討会を非公開とすることができる。

3 事務局

検討会の事務局は、農林水産省総合食料局食糧部消費流通課が務める。

4 雑則

前各項に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。